

大和市告示第173号

大和市原油価格・物価高騰対策中小企業支援給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年12月20日

大和市長 大 木 哲

大和市原油価格・物価高騰対策中小企業支援給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱
大和市原油価格・物価高騰対策中小企業支援給付金事業実施要綱（令和4年大和市告示第140号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号に次のように加える。

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所のうち、国、都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所、同法第24条第2項に規定する認定こども園、同項に規定する家庭的保育事業等及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（以下この項において「保育所等」と総称する。）を運営していること。

第2条第2項第2号に次のただし書を加える。

ただし、前号ウのみに該当する事業者又は個人事業主の場合にあつてはエ及びオに限る。

第2条第2項第3号中「主たる事業所」を「事業所（第1号ウのみに該当する事業者又は個人事業主にあつては保育所等の運営に係る事業所。以下同じ。）」に改め、同項第6号中「営み、かつ、申請の時点において1年以上市内に居住している」を「営んでいる」に改める。

第4条中「対象者1者」を「市内の事業所1か所」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の大和市原油価格・物価高騰対策中小企業支援給付金事業実施要綱第6条の規定による支給決定を受けた場合は、改正後の第4条の規定にかかわらず、当該決定に係る額に相当する給付金を支給しない。